

# 精神保健福祉に関する制度のあらまし

姫路市（令和6年度版）

※手当等については、作成時点の年度における金額を記載しています。

制度の名称	対象者（資格要件）	制度の内容	担当課名	備考	
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方(初診日から6ヶ月以上を経過していること)	1級から3級までの等級あり	障害福祉課 221-2309	交付日より2年間有効(有効期限の3ヶ月前から更新手続きが可能)	
障害者福祉金	精神障害者保健福祉手帳を有し、姫路市内に1年以上居住する方(年1回ハガキで通知。9月25日と翌年3月25日に半期分ずつ、2回に分けて支払い) ※等級の変更、口座変更があった場合、届出が必要	申請月の翌月より支給対象 年額 1級 30,000円 2級 23,000円 3級 15,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限有(住民票同一の方の所得を合算) ※年度途中で申請の場合、支給額は月割計算	
特別障害者手当	20歳以上の特別な介護を要する在宅重度障害者で、医師の診断等により該当すると認められた方	月額 28,840円	障害福祉課 221-2305	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払 ※入院・入所時に届出必要	
障害児福祉手当	20歳未満で、身体又は精神(知的)に重度の障害があるために、日常生活において常時介護を必要とする児童	月額 15,690円	こども支援課 221-2311	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払 ※施設入所時に届出必要	
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神(知的)に重度又は中度の障害がある児童を監護(養育)する方	月額 1級 55,350円 2級 36,860円	こども支援課 221-2311	所得制限有 4,8,11月の11日支払 ※施設入所時に届出必要	
障害基礎年金	1) 国民年金加入中又は加入していた方が65歳前に初診日のある病気やけがが原因で障害認定日に国民年金法で定める1,2級の障害になり、かつ年金保険料納付要件を満たしていること	年額 1級 1,020,000円(1,017,125円) 2級 816,000円(813,700円)	姫路年金事務所 224-6382 年金ダイヤル 0570-05-1165	所得制限無	
	2) 20歳前の病気、けが	※昭和31年4月1日以前生まれの場合は括弧内の金額	国民年金窓口センター 221-2332	所得制限有	
障害厚生年金 障害手当金	厚生年金保険の被保険者期間中が初診日の病気、けがで障害基礎年金に該当する障害(1,2級)が生じた場合、障害基礎年金に上乗せ支給。障害基礎年金非該当の場合、障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)を支給	障害厚生年金 1級～3級 障害手当金 一時金	姫路年金事務所 224-6382		
心身障害者(児) 扶養共済	身障手帳1～3級又は療育手帳A～B2を有する方を扶養している65歳未満の保護者(一定の掛金を支払うことで、加入者の死亡後等に年金を支給)	1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円 ※加入は1人2口まで	障害福祉課 221-2305	住所、年齢等の要件あり 掛金の減免制度あり	
医療費 助成	重度障害者・高齢重度 障害者医療費	精神障害者保健福祉手帳1級を有する方	自己負担金の一部を助成	福祉総務課 221-2307, 2308	所得制限有
	後期高齢者医療	精神障害者保健福祉手帳1,2級を有する65歳以上の方	後期高齢者医療制度の利用が可能	後期高齢者医療保険課 221-2315	所得制限無
	自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患で継続した通院治療を行っており、医師の診断書等により該当と認められた方	原則1割負担	障害福祉課 221-2309	医療保険世帯の市民税額、収入等に応じて利用者負担上限月額の設定有

精神保健福祉に関する制度のあらまし(続き)

制度の名称	資格要件	制度の内容	担当課名	備考
所得税・住民税 (所得控除)	精神障害者保健福祉手帳1級 特別障害者控除 所得税 40万円 市民税 30万円 精神障害者保健福祉手帳2,3級 普通障害者控除 所得税 27万円 市民税 26万円		姫路税務署 282-1135 市民税課 221-2261	※年末調整、確定申告時に申出
マル優制度	手帳を有する方が対象。非課税限度額は元本350万円以内(預貯金・公債)		金融機関窓口で障害者手帳を提示	
NHK放送受信料 (減免)	全額免除 精神障害者保健福祉手帳を有する方を含む世帯全員が市民税非課税である世帯 半額免除 精神障害者保健福祉手帳1級を有する方がNHK契約者で世帯主		NHK神戸放送局 078-252-5050 〒650-8515 神戸市中央区 中山手通2-24-7	障害福祉課(221-2305)、香寺・安富・夢前保健福祉サービスセンター、家島事務所に障害者手帳・認印を持参。申請書に記入しNHKに提出
自動車税種別割 軽自動車税種別割 (減免)	精神障害者保健福祉手帳1級を有する方又は同一生計者等が所有し、運転する車両	自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税種別割	姫路県税事務所 281-9104	本人所有・運転ではない場合、別途証明が必要
駐車禁止除外 指定車標章	本人が現に使用(同乗)中の車両 精神障害者保健福祉手帳1級		姫路警察署交通規制係 222-0110(代) 飾磨警察署交通係 235-0110(代) 網干警察署交通総務係 274-0110(代)	
兵庫ゆずりあい駐車場	精神障害者保健福祉手帳1級を有する方で、歩行が困難な方		兵庫県ユニバーサル推進課 078-362-4379 障害福祉課 221-2454	
航空旅客運賃 (割引)	精神障害者保健福祉手帳を有する方及び同乗する介護者(1人)	各航空会社が定める割引 (国内線全線・12歳以上)	各航空会社	各航空会社が定める購入手続きによる
①バス優待乗車	1,2級 本人及び介護人 3級 本人	交通助成制度①～⑤の中からいずれか1つを選択できます。	乗車運賃無料 (姫路市内神姫バス)	障害福祉課 221-2305 障害福祉課発行のシールを貼付した障害者手帳、ICカードを提示
②鉄道優待乗車	精神障害者保健福祉手帳を有する方(ICOCAカードを交付)	※原則、次年度まで変更できません。 ※次年度からの変更手続きの締切は2月末です。	継続・4月新規交付：1万円分 5～10月新規交付：5千円分 ※11～3月：新規交付なし	障害福祉課 221-2305 自動改札機・券売機でカードを使用 ※次年度以降は1万円分のチャージ券を交付
③船舶優待乗船	精神障害者保健福祉手帳を有する方(優待乗船券を交付)	※③～⑤は申請月により交付枚数が異なります。	姫路⇄家島(家島・坊勢・男鹿)の半額乗船券を年間20枚交付	障害福祉課 221-2305 窓口又は乗船時に障害福祉課発行の乗船券が必要
④自動車燃料費助成	在宅で、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方 (自動車燃料費助成券を交付)		レギュガソリン2L(軽油4L)分の助成券を年間5枚交付	障害福祉課 221-2305 障害福祉課発行の助成券が必要 ※給油1回につき1枚使用可
⑤タクシー料金助成	精神障害者保健福祉手帳1級を有する方 (タクシー料金助成券を交付)		利用券1枚につき500円を助成。年間20枚交付 ※乗車運賃を超える利用不可	障害福祉課 221-2305 障害福祉課発行の助成券が必要 ※1回の乗車で3枚まで使用可